

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 中期計画新旧対照表

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成30年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標（以下「中期目標」という。）（第4期）を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画（第4期）を定める。 平成30年〇〇月〇〇日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠藤 浩 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 <u>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</u> 1 自立支援のための取組	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標（第3期）を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画（第3期）を定める。 平成25年3月29日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠藤 浩 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。こうした取組により、施設入所利用者数について縮減(※)する。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。</u> ※具体的な数値目標は、調整中。 〈具体的な取り組み〉 イ 地域生活体験等の実施 当法人のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。 ロ 保護者懇談会等の開催 グループホームでの暮らし方や出身自治体の受入れ先状況等を説明する保護者懇談会等を開催する。 ハ 移行先自治体等との調整 施設入所利用者の出身市区町村に対して、情報交換等の調整を実施する。 ニ 地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 ホ 情報提供の実施 のぞみの園の取り組み状況について、ニュースレター等により知的障害者施設へ情報提供を実施する。	の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。 (1) 地域移行への取組 施設入所利用者の地域移行を引き続き推進すること等により、施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時(平成 25 年3月 31 日)と比較して、16%縮減する。なお、地域移行に当たっては、入所利用者一人ひとりやその保護者等家族の同意を得ることや移行先の確保等に、丁寧かつきめ細かく取組を進める。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。</u> 〈具体的な取り組み〉 イ ニーズに対応した居住環境の整備 <u>認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対し、心身機能に配慮した居住設備の改修及び生活環境の改善を図る。</u> ロ 効果的な日中活動の提供 <u>高齢知的障害者に対して、機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。</u> ハ 専門性の向上 <u>高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、施設内外において多様な研修等の機会を設け、高齢知的障害者支援の専門性の向上を図る。</u> <u>(3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援を行う。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。</u> <u>なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について、特に法務関係機関と連携・協力を図る。</u> 〈具体的な取り組み〉 ① 著しい行動障害等を有する者への支援 イ モデル的支援の実施	(2) 施設入所利用者の高齢化に対応した支援 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。 特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践する。 (3) 新たに受け入れる施設入所利用者への支援 ① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築する。 ② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築する。 なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図る。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>著しい行動障害を有する者等に対して、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいて施設入所支援や日中活動支援を提供する。</u> <u>ロ 支援者の養成</u> <u>著しい行動障害者の支援についての研修会（強度行動障害支援者養成研修）を開催するとともに、自治体、障害者支援施設及び関係機関等が主催する研修会等への派遣要請に積極的に対応する。</u> <u>また、障害者支援施設等に従事する職員を現任研修として受入れ、実践を通して行動障害者の支援について学ぶ機会を提供する。</u> <u>ハ 援助・助言等</u> <u>行動障害を有する者の支援等に関する問い合わせについては積極的に支援方法等の情報提供に努めるほか、要請に応じて支援会議へ参加し助言を行う。</u> <u>また、要請に応じて研修会の講師を行う。</u> <u>また、支援の実際、研究の成果等について、ホームページやニュースレターを通じて情報発信に努める。</u> <u>②福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への支援</u> <u>イ モデル的支援の実施</u> <u>矯正施設退所者に対し、地域での自立した生活を目指して本人の特性に考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいて施設入所支援や日中活動支援を提供する。</u> <u>ロ 支援者の養成</u> <u>矯正施設退所者支援についての基礎的な研修会、及び実践者向けの研修会を開催するとともに、自治体、障害者支援施設及び関係機関等が主催する研修会等への派遣要請に積極的に対応する。</u> <u>また、障害者支援施設等に従事する職員を現任研修として受入れ、実践を通</u>	

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>して矯正施設退所者の支援について学ぶ機会を提供する。</u> <u>ハ 援助・助言等</u> <u>矯正施設退所者支援等に関する問い合わせについては積極的に支援方法等の情報提供に努めるほか、要請に応じて支援会議へ参加し助言を行う。</u> <u>また、支援の実際、研究の成果等について、ホームページやニュースレターを通じて情報発信に努める。</u> ※発達障害児・者支援については、「5 その他の業務」で記載 <u>(4)上記(1)から(3)までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組む。</u>	(4)発達障害児・者への支援 発達障害児・者のニーズに的確に対応し、就学前から成人まで切れ目なく支援するために、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどを実施する。 (5)地域で生活する重度の障害児・者への支援 障害者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言を踏まえて、重い障害のある人たちの地域生活を支えるために福祉と医療の連携により必要なサービスを総合的に提供する事業（「高度医療を必要としない重度の障害児・者への短期入所事業等」）を実施する。 その他、今後、国から具体的に指示があるモデル的支援事業についても取り組むこととする。 (6)上記(1)から(5)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用ができるようその普及に取り組む。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>(5)評価における指標</u> i <u>地域移行者を毎年度5人以上とする。</u> ii <u>地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ200日以上とする。</u> iii <u>保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。</u> iv <u>著しい行動障害等を有する者についての具体的な指標は検討中。</u> v <u>矯正施設を退所した知的障害者についての具体的な指標は検討中。</u> <u>〈参考指標〉</u> ※(1)関連(地域移行) ・<u>地域移行者のフォローアップ件数</u> ・<u>地域移行の取組成果の発信件数(ニュースレター)</u> ※(2)関連(高齢知的) ・<u>施設入所利用者の健康づくりとしてリハビリ等を考慮した日中活動の提供数。</u> ・<u>施設入所利用者の生きがいづくりとして、文化的な活動を取り入れた日中活動の提供数。</u> ・<u>実務者向け現任研修の受入数(高齢知的障害者に対する支援関係)</u> ・<u>高齢知的障害者への支援に関するセミナーの開催数。</u> ※(3)関連(著しい行動障害を有する者等の受け入れ) ・<u>全国の障害者支援施設等、関係機関への援助・助言回数(行動障害関係・矯正関係)</u> ・<u>職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数</u> ・<u>支援者養成のための研修会(初心者向け・実務者向け)の開催数(行動障害関係・矯正関係)</u> ・<u>実務者向け現任研修の受け入れ数(行動障害関係・矯正関係)</u> ※(4)関連(関係機関との連携)	

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>・関係機関との連携回数。</u> 2 調査・研究 (1)調査・研究のテーマの設定 <u>知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。</u> <u>なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努める。</u> (2)調査・研究の内容の充実 <u>調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受ける。</u> <u>〈具体的な取り組み〉</u> イ 方針・内容の協議 <u>各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。</u> ロ 調査・研究方法等の倫理的配慮 <u>調査・研究の実施に当たり、その手続きや研究発表の方法について倫理面か</u>	2 調査・研究 (1)調査・研究のテーマ等の設定 調査・研究のテーマは、重度あるいは高齢知的障害者の地域生活を支えるための福祉と医療の連携、行動障害を有するなど著しく支援が困難な者等や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等へのモデル的な支援、発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援、その他障害者福祉行政の政策目標の実現に資する分野について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて、8テーマ程度を設定する。 (2)調査・研究の実施体制等 ① 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。 ② 業務の計画的・効率的な実施 ア 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。 イ 調査・研究における個人情報保護並びに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を開催し、研究内容の審査を行う。 ③ 外部の研究者等との連携・協力

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>ら妥当性について、外部有識者を交えた「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会」において審議を経る。</u> <u>ハ 業務の計画的・効率的な実施</u> <u>調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園調査研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。</u> (3) <u>調査・研究の成果の積極的な普及・活用</u> <u>調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図る。</u> <u>〈具体的な取り組み〉</u> <u>イ ニュースレター発行とホームページ掲載</u> <u>調査・結果の内容について、ニュースレターに分かりやすく掲載し、定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く知的障害関係施設等への情報発信を行う。</u> <u>ロ 有償刊行物等の発行と頒布</u> <u>1年間の研究結果を研究紀要としてまとめ発行するとともに、研究の成果を全国の知的障害関係施設等の従事者等を対象に開催される研修会等でテキストや参考資料として使いやすい有償刊行物として編集し、頒布する。</u> <u>ハ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告</u> <u>研究成果を学会誌や関係団体等の機関誌への掲載を図るとともに、関係学会の研究大会における発表、のぞみの園が主催する研修会、また関係団体等の講演会や研修会等において、出席の機会を活用し発表することで、普及に努める。</u>	調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と積極的に連携・協力する体制を確保し、研究を進める。 (3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。 ① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページ等に分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。 ② 研修会、講演会等における発表 のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>(4)評価における指標</u> - i <u>研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。</u> - ii <u>外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。</u> - iii <u>ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。</u> - iv <u>各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上とする。</u> <u>〈参考指標〉</u> ※(2)関連 ・研究倫理審査委員会の開催数 ※(3)関連 ・成果の発信件数(ニュースレターの発行数) 3 養成・研修 <u>障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供する。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。</u> <u>〈具体的な取り組み〉</u> (1)養成・研修	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、<u>のぞみの園のフィールドを活用して、実習生の受入や知的障害関係施設の若手職員等に対する研修を行うことにより、知的障害者支援業務に従事する者の専門性の向上を図る取組を行う。</u> また、ボランティアを希望する者には、<u>実践の機会を提供する。</u> なお、以下の取組を行うことにより、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容等については、テーマの継続性に留意しつつ、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。 (1)養成・研修

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>イ セミナー・研修の開催等</u> 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等（<u>行動障害を有する方への支援、矯正施設退所者への支援等</u>）をテーマに設定して、研修会及びセミナーを開催する。 <u>ロ 現任研修の実施</u> 国の政策課題に対応したコースを設定して、知的障害関係施設等の<u>職員等</u>に対して、<u>のぞみの園のフィールド</u>を活用した専門性の向上を図る研修を実施する。 <u>ハ 実習生の受け入れ</u> <u>のぞみの園のフィールド</u>を活用した大学・短大・専門学校の学生等の実習生を<u>受け入れ、計画的かつ効果的な実習を提供する。</u> (2) ボランティアの機会の提供 <u>のぞみの園のフィールド</u>を活用して、<u>ボランティアに実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</u> <u>〈評価における指標〉</u> i <u>研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。</u> ii <u>研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度80%以上とする。</u> iii <u>実習生の受入数を毎年度150人以上とする。</u> iv <u>ボランティアの受入数を毎年度1,250人以上とする。</u> <u>〈参考指標〉</u> ・<u>研修会・セミナー内容の所属機関での活用度（研修会等の参加者にアンケートを実施し、研修等の成果を所属機関において活用する割合）。</u> ・<u>現任研修会の所属機関での活用度（現任研修会等の参加者にアンケートを実施し、現任研修の成果を所属機関において活用する割合）。</u> ・<u>現任研修の受け入れ</u>	国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを各年度ごとにそれぞれ2回開催するとともに、受講者の満足度が毎年度平均80%以上となるように事業を実施するものとする。 <u>のぞみの園のフィールド</u>を活用した大学・短大・専門学校の学生等の実習生の受入については、計画的かつ効果的な実習を提供する。 また、国の政策課題に対応したコースを設定して、知的障害関係施設の若手職員等に対して、<u>のぞみの園のフィールド</u>を活用した専門性の向上を図る研修を実施する。 なお、研修会等の場において、調査研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。 (2) ボランティアの機会の提供 <u>のぞみの園のフィールド</u>を活用して、<u>ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</u>

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
4 援助・助言 <u>重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。</u> <u>また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。</u> 〈具体的な取り組み〉 イ <u>知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与するために、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。</u> ロ <u>自治体、障害者支援施設及び関係機関等が主催する研修会等への派遣要請に積極的に対応する。</u> ハ <u>援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。</u> 〈評価における指標〉 i <u>全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度350件以上とする。</u> ii <u>のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度130件以上とする。</u> 〈参考指標〉 <u>・講演内容の所属機関での活用度（講演の参加者にアンケートを実施し、講演の成果を所属機関において活用する割合）</u> <u>【重要度：高】</u>	4 援助・助言 援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、のぞみの園における地域移行の取組や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
5 その他の業務 <u>1から4に附帯する以下の各種業務を行う。</u> <u>(1) 診療所の運営を行う。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したリハビリによるQOLの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。</u> <u>〈具体的な取り組み〉</u> <u>・ 診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を行う。</u> <u>また、診療所の経営改善に向けて外部有識者を交えた検討会を必要に応じて開催する。</u> <u>(2) 発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。</u> <u>〈具体的な取り組み〉</u> <u>イ 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児に対し一人ひとりの個性と能力に応じた療育支援を行う。また、放課後等デイサービスにおいて日常生活訓練等を行う。</u> <u>ロ 支援者の養成</u> <u>発達障害児・者支援についての基礎的な研修会、及び実践者向けの研修会を開催するとともに、自治体、障害者支援施設及び関係機関等が主催する研修会等への派遣要請に積極的に対応する。</u>	5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療を行う。 また、心理外来等の一層の充実を図る。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>また、障害者支援施設等に従事する職員を現任研修として受入れ、実践を通して発達障害児・者支援について学ぶ機会を提供する。</u> <u>ハ 発達障害児の家族に対して、家族心理教育やペアレントトレーニングなどの、家族支援を行う。</u> <u>ニ 保育所等を訪問し、発達障害児が集団生活に適應できるよう専門的な助言やその他必要な支援を行う。</u> <u>(3)地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。</u> <u>〈具体的な取り組み〉</u> <u>イ 地域の障害者に対し、相談や短期入所日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。</u> <u>ロ 地域の障害者に対し、企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。</u> <u>(参考指標)</u> <u>※(1)関係(診療所)</u> <u>・診療所の経営改善への取組状況</u> <u>・診療所外来利用者数</u> <u>・入院病床利用数</u> <u>・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数</u> <u>※(2)関係(発達障害児・者支援)</u> <u>・児童発達支援センター「れいんぼ～」で実施している通所支援事業の利用率</u> <u>・保護者等学習会の開催回数</u> <u>・家族心理教育の実施回数</u> <u>・全国の障害者支援施設等、関係機関への援助・助言回数(発達障害関係)</u> <u>・職員を対象とした法人内研修会(発達障害関係)の開催数</u> <u>・現任研修の受け入れ数</u>	(2)地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 (3)地域の障害者に対して企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
・<u>保育所・幼稚園等の訪問件数</u> ※(3)関係(地域生活の支援) ・<u>一般就労への移行者数</u> ・<u>短期入所延べ受入人数</u> ・<u>日中一時支援の延べ受入人数</u> ※サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する場の提供は、「第4その他業務運営に関する重要事項」に記載 <u>第2 業務運営の効率化に関する事項</u>	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。 (1)第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会議を原則年1回以上開催する。 (2)第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条に規定する業務を効率的かつ効果的に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
1 効率的な業務運営体制の確立 <u>業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。</u> （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し <u>提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減する。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</u> 〈参考指標〉 <u>※具体的な参考指標は検討中</u>	1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下、「整理合理化計画」という。)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成 25 年 1 月 21 日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告。以下「勧告の方向性」という。)に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 年々高齢化、機能低下が進む重度知的障害のある施設利用者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うとともに、勧告の方向性で示された新たな事業への取組などのため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 また、地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行い、全体として人員・コストを縮減することとし、常勤職員数については、平成 29 年度末までに期首(25 年度当初)に比較して 13%を削減する。 さらに、サービスの質の低下を招くことがないよう有用な人材の育成・確保を図る。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
※内部統制に関しては「第4その他業務運営に関する重要事項」に記載	② 給与水準の適正化 ア 給与の水準については、のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況を踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。 ③ 人事配置 職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。 (2)内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制・ガバナンスへの取組 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制・ガバナンスについて、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。 その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。 ② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
(2)業務運営の効率化に伴う経費節減 <u>一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの<定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。>))について、節減する。</u> <u>※具体的な節減割合(〇%)については、検討中</u> <u>〈具体的な取り組み〉</u> <u>イ 経費の節減</u> <u>中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく合理化に取り組む。</u> <u>ロ 運営費交付金以外の収入の確保</u>	の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。 ③ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取組を進める。 ④ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行うとともに、情報セキュリティの向上を図る。 ⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づく業務運営の効率化に伴う経費節減16%以上を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定。以下、「随意契約等見直し計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。 なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。 ② 運営費交付金以外の収入の確保

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
・ 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。 - また、地方自治体等の研修事業などを積極的に受託する。 ・ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 〈参考指標〉 ・ 県の事業の受託数 ・ 市の事業の受託数 2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 <u>既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。</u> 〈具体的な取り組み〉 ㄱ 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や年々高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 ㄴ 地域の社会資源・公共財としての活用 ・ 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。	ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。 また、地方自治体等の研修事業などを積極的に受託する。 イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を引き続き行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1)施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や年々高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 (2)地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
- 福祉関係者等の活動の場としての活用 福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。 〈参考指標〉 - 資産利用検討委員会の開催数。 3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。 ① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。 ③ 部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。 〈参考指標〉 - 競争性のある契約の比率。 - 契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数。 第3 財務内容の改善 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を増加する。 ※具体的な増加割合(〇%)は検討中。	② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。 3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 整理合理化計画に基づき、のぞみの園において策定した随意契約等見直し計画の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。 ③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</u> <u>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。</u> <u>第4 その他業務運営に関する重要事項</u> <u>その他業務運営に関して以下のように取り組む。</u> <u>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。</u> <u>2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。</u> <u>〈具体的な取り組み〉</u> <u>イ 内部統制の体制</u> <u>役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。</u> <u>ロ 内部進行の管理</u> <u>各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</u> <u>ハ リスク回避・軽減への取組</u> <u>のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施</u>	

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
<u>設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。</u> 二 <u>業務内容の情報開示等</u> <u>のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行うとともに、情報セキュリティの向上を図る。</u> ホ <u>効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施</u> <u>随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。</u> 〈参考指標〉 ・<u>内部統制委員会の開催数</u> ・<u>モニタリング評価会議の開催数</u> ・<u>事故防止対策委員会の開催数</u> ・<u>虐待防止対策委員会の開催数</u> ・<u>感染症対策委員会の開催数</u> 3 <u>情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備する。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</u> <u>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</u> 〈具体的な取り組み〉 ・<u>情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催する。</u> 〈参考指標〉	

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
・<u>情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数。</u> ・<u>内部監査の実施回数。</u> 4 <u>提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。</u> <u>また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。</u> 〈具体的な取り組み〉 イ <u>運営懇談会第の開催</u> <u>総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会議を開催する。</u> ロ <u>第三者評価機関による評価</u> <u>第三者評価機関による評価を三年に一度実施する。</u> 〈参考指標〉 ・<u>運営懇談会の開催回数</u> ・<u>委員会に招聘する外部委員数</u> <u>苦情解決・要望等受付実績報告会</u> <u>虐待防止対策委員会</u> 第5 <u>予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</u> ※検討中	第3 <u>予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</u> 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）
第6 短期借入金の限度額 ※検討中	別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 310百万円 2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。
第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ※検討中	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし
第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ※検討中	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし
第9 剰余金の使途	第7 剰余金の使途

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）						
1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当(依願退職等)への充当 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 (2)人員に係る指標 ※検討中	1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当(依願退職等)への充当 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 (2)人員に係る指標 期末(29年度末)の常勤職員数を期首(25年度当初)の87%とする。 (参考1) <table border="0"> <tr> <td>職員の数</td><td></td></tr> <tr> <td>期首の常勤職員数</td><td>223名</td></tr> <tr> <td>期末の常勤職員数の見込み</td><td>193名</td></tr> </table> (参考2)	職員の数		期首の常勤職員数	223名	期末の常勤職員数の見込み	193名
職員の数							
期首の常勤職員数	223名						
期末の常勤職員数の見込み	193名						

中期計画（第4期案）	中期計画（第3期）						
2 施設・設備に関する計画 ※検討中 3 積立金処分に関する事項 なし	中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み8, 823百万円 2 施設・設備に関する計画 <table><tr><th>施設・整備の内容</th><th>予算額(単位:百万円)</th><th>財 源</th></tr><tr><td>国立重度知的障害者総合 施設のぞみの園に関する 施設・設備</td><td>385</td><td>施設整備費補助金</td></tr></table> [注]金額については見込みである。 3 積立金処分に関する事項 なし	施設・整備の内容	予算額(単位:百万円)	財 源	国立重度知的障害者総合 施設のぞみの園に関する 施設・設備	385	施設整備費補助金
施設・整備の内容	予算額(単位:百万円)	財 源					
国立重度知的障害者総合 施設のぞみの園に関する 施設・設備	385	施設整備費補助金					